# 公示

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業 の申請事案の処理方針について

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の申請事案については、その迅速かつ 適切な処理を図るため、審査項目及びその適合基準に関する処理方針を下記のとおり定めたの で公示する。

平成 1 5 年 2 月 2 8 日

中部運輸局長平山芳明

言己

# A. 許可(法第3条・第35条第1項)

許可の申請事案に対する審査は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第6条第1項又は同法第35条第3項に規定する許可基準に基づき、厳正かつ公平に行うが、特に次の項目に ついては、それぞれの適合基準により審査する。

なお、審査にあたっては、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。

I. 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を除く。)

審 査 項 目	適合基準
1. 営 業 所 (1) 使 用 権	①申請者が、建物について2年以上の使用権原を有するもの(自己所有の場合は発行後3ヶ月以内の登記簿謄本等、借用の場合は契約期間が概ね2年以上の賃貸借契約書等の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約が2年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。)であること。
(2) 立地条件	①都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
(3)規 模	①事業の遂行上適切な規模であること。「適切な規模」とは、おおよそ 10㎡以上の専有できる広さをいう。ただし、10㎡未満のものについては、机、椅子、電話等の営業上の対応を行う設備(計画)を有し、かつ運行管理等事業遂行上支障ないものであること。 ②営業所に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出があること。なお、申請時において当該備品等が用意できない等特段の事情がある場合は、事後に、必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出があること。
2. 事業用自動車(1)車両数	<ul> <li>①次の各号に定めるところによる。ただし、霊柩運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。)における事業を経営しようとするものにあっては、この限りでない。</li> <li>(ア)営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別(貨物自動車運送事業法施行規則第2条で定める種別)毎に、5両以上であること。</li> <li>(イ)計画する自動車にけん引自動車及び被けん引自動車を含む場合の車両数の算定方法は、「けん引自動車+被けん引自動車」を1両とする。</li> <li>(ウ)けん引車、被けん引車の保有比率については、基準車両数を上回る部分は制限しないものとする。</li> </ul>

- (エ) 共同使用に係る事業用自動車については、当該営業所を使用の本拠 とするもの以外は算入しないものとする。
- (2)使用権 ①使用する権原を有する裏付けがあること。 使用権原については、
  - (ア) 自社保有車両により確保する場合は、自動車検査証(写)
  - (イ) 購入による場合は、車両売買仮契約書(写)等
  - (ウ) リース契約による場合は、契約期間が概ね1年以上であるリース契 約書(写)の提出をもって使用権原を有するものとする。
- (3) 構 造│①計画する自動車の大きさ、構造等が輸送する貨物に対し適切なものであ ること。
- 3. 自動車車庫
- (1) 位置及び営 業所との関連
- ①原則として、営業所に併設するものであること。(営業所に近接し通常 徒歩で連絡できる場所に設置するものは、営業所に併設されたものとみ なす。) ただし、併設できない場合は、平成3年運輸省告示第340号 (中部運輸局管内においては、営業所から直線で10km以内) に適合す るものであること。
- (2) 立地条件
- ①出入口の前面道路の幅員が車両制限令に適合するものであること。
- ②出入口の前面道路が国道の場合にあっては、原則として当該幅員が車両 制限令に適合しているものとみなす。
- ③都市計画法(昭和43年法律第100号)、農地法(昭和27年法律第 229号) 等関係法令に抵触しないもの であり、その旨の宣誓書の提 出があること。
- (3) 収 容 能 力 │ ①車両と自動車車庫の境界及び車両相互間の間隔が 5 0 センチメートル以 上確保され、かつ、計画する自動車のすべてを容易に収容できるもので あること。
  - ②他の用途に使用される部分と明確に区分されるものであること。
  - ③事業用自動車を適切に収容することができることが確認できる写真の提 出があること。なお、申請時において車庫として整備が完了していない 等特段の事情がある場合は、事後に、事業用自動車を適切に収容するこ とができることが確認できる写真の提出があること。
  - ④共同使用に係る事業用自動車については、使用の本拠たる営業所におい て自動車車庫が確保されていれば、当該共同使用に係る他の営業所にお いても自動車車庫が確保されているものとして扱うものとする。

(4) 使 用 権

①申請者が、土地について2年以上の使用権原を有するもの(自己所有の 場合は発行後3ヶ月以内の登記簿謄本等、借用の場合は契約期間が概ね 2年以上の賃貸借契約書等の提示又は写しの提出をもって使用権原を有 するものとする。ただし、賃貸借契約が2年未満であっても、契約期間 満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限って は、使用権原を有するものとみなす。) であること。

# 4. 休憩・睡眠施 設

(1) 位

- 置 ①原則として、営業所又は自動車車庫に併設するものであること。 なお、営業所又は自動車車庫に近接し通常徒歩で連絡できる場所に設置 するものは、営業所又は自動車車庫に併設されたものとみなす。
- (2)規
- 模│①乗務員が常時有効に利用することができる適切な施設であり乗務員に睡 眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者1人当たり2. 5 ㎡以上の広さを有すること。
  - ②休憩施設に必要な備品等が備えられていることが確認できる写真の提出 があること。なお、申請時において当該備品等が用意できない等特段の 事情がある場合は、事後に、必要な備品等が備えられていることが確認 できる写真の提出があること。
- (3) 使 用 権
- ①申請者が、建物について2年以上の使用権原を有するもの(自己所有の 場合は発行後3ヶ月以内の登記簿謄本等、借用の場合は契約期間が概ね 2年以上の賃貸借契約書等の提示又は写しの提出をもって使用権原を有 するものとする。ただし、賃貸借契約が2年未満であっても、契約期間 満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限って は、使用権原を有するものとみなす。) であること。
- (4) 立 地 条 件 │ ①都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法 律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和 27年法律第229号) 等関係法令に抵触しないものであり、その旨の 宣誓書の提出があること。

# 5. 管理体制

# (1)運 転 者

①事業計画の遂行に十分な員数の運転者が確保できるものであること。 この場合、確保する運転者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成 2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第3条第2項に違 反する者でないこと。

# (2)運行管理体制

- ①営業所ごとに、安全規則第18条により義務付けられる員数の貨物自動 車運送事業法第19条に規定する資格を有する常勤の運行管理者が確保 できるものであること。
- ②貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号。以下「施 行規則」という。)第3条第2号に規定する添付書類は、別紙様式1を 例とする。
- ③運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
- ④勤務割及び乗務割の計画が平成13年国土交通省告示第1365号 (「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」)及び 労働省平成元年3月1日通達(「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事 業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」)に適合す るものであること。
- ⑤自動車車庫が営業所に併設できない場合は、自動車車庫と営業所が常時 密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼が確実に実施される 体制が確立されていること。
- ⑥事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故処理及び自動 車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく報告等の責 任体制について整備されていること。
- ⑦運行管理者の選任義務が除外される営業所であって、運行管理者が選任 されていない営業所については、事業者が運行管理を確実に行う体制で あること。

# (3) 危険物取扱等の有資格者

①石油類、高圧ガス、毒物、劇物等危険物の輸送を行うものにあっては消防法等関係法令に規定する危険物取扱者等の有資格者が確保できるものであること。

(4) 点検及び整 備管理体制

- ①点検及び整備管理の体制を記載した添付書類は、別紙様式1を例とする。
- ②事業用自動車5両以上の使用の本拠ごとに、道路運送車両法施行規則第31条の4に規定する資格を有する常勤の整備管理者が確保できるものであること。ただし、一定の要件を満たすグループ企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。)に整備管理者を外部委託する場合は、運行可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
- ③整備管理者の選任義務が除外される営業所であって、整備管理者が選任 されていない営業所については、事業者が整備管理を確実に行う体制で あること。

# 6. 資金計画

(1) 自己資金 ①下記により算定した所要資金以上の額であること。 事業開始に要する資金の見積りの範囲

費目	内容
人 件 費	役員報酬を含む6ヶ月分
燃料油脂費 及び修繕費	燃料油脂費及び修繕費のそれぞれ6ヶ月分
車 両 費	取得価格(分割の場合は頭金及び1ヶ年分の割賦金) 又は1ヶ年分のリース料
建物費	取得価格 (分割の場合は頭金及び1ヶ年分の割賦金) 又は1ヶ年分の賃借料及び敷金等
土地費	取得価格 (分割の場合は頭金及び1ヶ年分の割賦金) 又は1ヶ年分の賃借料
器具、工具 什器、備品 等	取得価格(割賦未払金を含む。)
保 険 料	自賠責保険料、任意保険料及び危険物を取扱う運送の 場合は、当該危険物に対応する賠償責任保険料のそれぞ れ1ヶ年分
各種税	自動車税及び自動車重量税のそれぞれ1ヶ年分、環境 性能割及び登録免許税等
その他	道路使用料、光熱水料、通信費、広告宣伝費等の2ヶ 月分

②自己資金は、当該申請事業に係る預貯金の額とする。

# (2) 資金調達

- ①所要資金の見積りが適切なものであり、調達について十分な裏付けがあ ること。
- ②自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。

- ③貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号。以下「施 行規則」という。)第3条第2号に規定する添付書類は、別紙様式2を 例とする。
- ④資金の調達については、次に掲げる書類の提出により判定する。
- (ア) 預貯金額の確認について 申請日時点及び処分までの適宜の時点の残高証明書等の(提示 又は) 写しの提出をもって確認するものとする。
- (イ) 預貯金以外の流動資産について 中部運輸局長が認める場合にあっては、預貯金以外の流動資産も含 めることができることとする。この場合、預貯金以外の流動資産の 額については申請日時点の見込み貸借対照表等をもって確認するも のとする。
- ⑤事業計画の変更をしようとするものにあっては、資金計画に係る審査を 省略する。
- 7. 法令遵守
- ①申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令 知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
- ②健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年 法律第115号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく社会保険及び労働 保険(以下「社会保険等」という。)の加入義務者が社会保険等に加入 すること。
- ③申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権 又は支配力を有する者を含む。」を含む。)が、貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号)又は道路運送法(昭和26年法律第183号)違反により申請日前6ヶ月間(悪質な違反については1年間)又は申請日以降に、自動車その他輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限 (禁止)の処分を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。)ではなく、その旨の宣誓書の提出があること。
  - (ア)申請日前6ヶ月(悪質な違反については1年)の起算日は、その処分期間終了後とする。

- (イ)業務を執行する役員(いかなる名称を問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)には、相談役、顧問等として事業の経営に関与し、実質的に影響力を及ぼす者を含む。
- (ウ) 悪質な違反とは
  - i 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
  - ii 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
  - iii 事業の停止処分の場合。
- (エ) 新規許可事業者に対しては、安全輸送に対する意識を高めるため許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後1ヶ月以降3ヶ月以内に実施される地方貨物自動車適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導(営業所、車庫、車両等の現況確認及び関係法令の遵守状況)を実施するものとし、指導講習の未受講者及び巡回指導による改善が見込まれない場合等には、監査等を実施するものとする。

#### 8. 損害賠償能力

- ①自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画の ほか、一般自動車損害保険(任意保険)の締結等十分な損害賠償能力を 有するものであること。
  - (ア)任意保険等の加入を確保すべき事業者は、貨物用事業用自動車が 100両以下の貨物自動車運送事業者とする。
  - (イ)加入すべき任意保険等は、原則として、生命又は身体の損害賠償に係るものについては被害者1名につき保険金の限度額が無制限であるものとし、財産の損害賠償に係るものについては1事故につき保険金の限度額が200万円以上とする。
- ②石油類、化成品類、高圧ガス等危険物の輸送に使用する事業用自動車については、上記①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険に加入する計画等十分な損害賠償能力を有するものであること。
- (ア) 「適切な保険」とは、1事故につき保険金額は最低1億円の賠償責任保険(担保危険を積載物の火災・爆発・漏洩に限定した保険で足りる。)とする。

- 許可に付する
   条件
- ①普通自動車と霊柩自動車の両方を配置しようとする事業計画は、「種別」ごとにそれぞれ公示基準に適合する場合に限って認めることとし、霊柩自動車による運送については、「霊柩の運送に限る。」(貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「霊柩の運送に限る(貨物自動車利用運送を除く。)」)旨の条件を、普通自動車と霊柩自動車の両方による運送については、「霊柩自動車による運送は、霊柩運送事業に限る。」旨の条件を付す。なお、霊柩自動車の配置車両数が5両未満の特例扱いとなる場合は、併せて「発地及び着地のいずれもが○○県の区域以外に存する貨物の運送を行ってはならない。」旨の条件を付す。
- ②特例扱いとなる一般廃棄物運送については「一般廃棄物運送に限る。」 (貨物自動車利用運送を行う場合にあっては「一般廃棄物運送に限る (貨物自動車利用運送を除く。)」)、「発地及び着地のいずれもが○○ 県の区域以外に存する貨物の運送を 行ってはならない。」旨の条件を 付す。
- ③新規事業者に対して、許可後1年以内に運輸を開始する旨の条件を付す。
- ④運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前(整備管理者の選任届 については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後 15日以内)に提出する旨の条件を付す。
- ⑤新規事業者に対して、運輸開始前に社会保険等加入義務事業者が社会保 険等に加入する旨の条件を付す。
- 10. 欠格事由
- ①施行規則第3条の2第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。
- 11. 貨物自動車 利用運送事業
  - (1)使用権
- ①申請者が、建物について2年以上の使用権原を有するもの(自己所有の場合は発行後3ヶ月以内の登記簿謄本等、借用の場合は契約期間が概ね2年以上の賃貸借契約書等の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約が2年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。)であること。

- (2) 立地条件
- ①都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法 律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和 27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の 宣誓書の提出があること。
- (3)規
- 模 ①事業の遂行上適切な規模であること。「適切な規模」とは、おおよそ1 0 ㎡以上の専有できる広さをいう。ただし、10 ㎡未満のものについて は、机、椅子、電話等の営業上の対応を行う設備(計画)を有している こと。
- (4)業務の範囲
- ①「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。
- (5) 保管体制 │①保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。

# 12. 必要書類

①許可の申請内容について、事業施設等に関する事実関係を確認するため 次の図面その他の資料により客観的な挙証があり、かつ合理的な陳述が なされるものであること。

# (ア)図面

- i 事業施設(営業所、車庫、休憩室、睡眠室等)を新設しようとする 場合にあっては当該新設予定地の平面図(「計画する施設の配置及 び求積図を含む。」以下同じ。) 及びその付近の見取り図並びに現 況写真。
- ii 既設の建物等を事業施設とする場合にあっては、当該施設の配置状 況を表示した平面図及びその付近の見取り図並びに現況写真。

#### (イ) その他

総会等議事録(写)、幅員証明書又は車両制限令(幅の制限)に抵 触しない旨の証明書、運行管理者資格者証(写)、整備士合格証 (写)、就業承諾書(運行管理者、整備管理者)、危険物取扱資格 者証(写)、計画車両に係る完済証明書、建物が登記されていない 場合は建築確認書等(写)又は固定資産評価額証明書、運送需要者 の法人登記簿謄本(特定許可申請に限る。)、申請日前月における 残高試算表

# 13. その他

- ①運輸の開始前に行う報告は、別紙様式3を例とする。
- ②運輸の開始の届出は、別紙様式4を例とする。

# Ⅱ. 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送に限る。)

特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可申請事案に対する審査は、I.の審査項目に加え、次の項目について審査する。

審査項目	適 合 基 準
1. 荷 扱 所 (1) 使 用 権	①宅配便のいわゆる取次店等は、荷扱所には含めない。
	②申請者が、建物について2年以上の使用権原を有するもの(自己所有の場合は発行後3ヶ月以内の登記簿謄本等、借用の場合は契約期間が概ね2年以上の賃貸借契約書等の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約が2年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。)であること。
(2) 立地条件	①都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。
(3)規 模	①運行管理等事業遂行上支障ない規模であること。
2. 積 卸 施 設 (1) 使 用 権	①申請者が、建物について2年以上の使用権原を有するもの(自己所有の場合は発行後3ヶ月以内の登記簿謄本等、借用の場合は契約期間が概ね2年以上の賃貸借契約書等の提示又は写しの提出をもって使用権原を有するものとする。ただし、賃貸借契約が2年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなす。)であること。
(2) 立地条件	①営業所又は荷扱所に併設(営業所に近接し通常徒歩で連絡できる場所 に設置するものは、営業所に併設されたものとみなす。)してあること。
	②都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等関係法令に抵触しないものであり、その旨の宣誓書の提出があること。

# (3)規 模

- ①施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。
- ②施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。

# 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

①複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する 営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口 が、「自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令」 (昭和32年政令第320号)第4条及び第6条第1項の基準により、当 該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないもの であること。

# 4. 運行系統及び 運行回数

- ①運行系統毎の運行回数は、車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施 設の取扱能力等から適切なものであること。
- ②取扱い貨物の推定運輸数量及びその算出基礎は、別紙様式5を例とし、 的確であること。
- ③運行車の運行は、少なくとも1日1便以上の頻度で行われるものであること。ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。)における事業等の区間では、1日1便以下でも差し支えない。

# 5. 積合せ貨物管 理体制

- ①貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。
- ②貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な 作業管理体制を有すること。
- ③貨物の紛失等の事故による苦情処理が適確かつ迅速に行いうる体制を有 すること。

# 6. 運行管理体制

①運行系統別の乗務基準が勤務割及び乗務割の計画が平成13年国土交通省告示第1365号(「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」)及び労働省平成元年基発第92号通達(「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」)労働省平成9年基発第143号通達(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」)に適合するものであること。

# 7. その他

①前記1~6以外は、I.の一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を除く。)の取扱いに準ずる。

# Ⅲ. 特定貨物自動車運送事業

審 査 項 目	適合基準
1. 運送の需要 (1) 運送需要者	①単数の者に特定され、当該荷主の総輸送量の80%以上を確保できること。
	②運送契約の締結及び運送の指示を直接行ない、第三者を介入させないものであること。
2. 営 業 所	① I — 1 に同じ。
3. 事業用自動車 (1)車 両 数	①営業所毎に配置する事業用自動車の数は5両以上であること。ただし、 特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて中部運輸局長が個別に認め る場合においては、この限りでない。
	② I - 2 - (1) -①- (イ) (ウ) に同じ。
(2)構造	① I - 2 - (3) に同じ。
4. 自動車車庫	① I — 3 に同じ。
5. 休憩・睡眠施 設	① I — 4 に同じ。
6. 管理体制	① I — 5 に同じ。
7. 資金計画	① I — 6 に同じ。
8. 法 令 遵 守	① I - 7 に同じ。
9. 損害賠償能力	① I — 8 に同じ。
10. 許可に付する条件	① I - 9③~⑤に同じ。
11.貨物利用運送事業	① I — 1 1 に同じ。

	12. 必要書類	① I - 1 2 に同じ。
--	----------	----------------

13. その他	① I — 1 3に同じ。
	②特定貨物自動車運送事業の許可を取得した事業者が特定の運送需要者を 新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自 動車運送事業の許可申請を要するものとする。

- B. 事業計画の変更認可及び届出(法第9条第1項、第3項・第35条第6項)
  - 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等の申請事案に対する審査は、I. 及びII. の許可基準によるほか、特に次の項目については、それぞれの適合基準により審査する。

なお、審査にあたっては、事実関係を確認するための書類の提出を求めることとする。

審査項目	適 合 基 準
1. 事業計画変更	①営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置
	及び収容能力、事業用自動車の数、特別積合せ貨物運送をするかどうか
	の別、貨物自動車利用運送事業を行うかどうかの別。
	②新たに霊柩自動車を配置し、又は、新たに普通自動車を配置しようとす
	る場合における、事業用自動車の種別の変更の事業計画変更認可
	③事業計画変更事項のうち特別積合せ貨物運送をする場合には、営業所及
	び荷扱所の位置、施設の取扱能力、運行系統及び運行日並びに運行回
	数。
	④事業計画変更のうち、次の事業規模の拡大となる申請については、イ~
	への全てを満たすものであること。
	イ 申請日前6ヶ月間(悪質な違反の場合は1年間)又は申請日以降
	に、当該申請地を管轄する地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。
	)又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長(運輸監理部長を
	含む。) から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動
	車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)処分
	を受けた者(当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分
	を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に
	当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を
	含む。)ではないこと。
	ロ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の
	新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における
	全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価
	において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指
	摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に
	対して改善報告を行っている場合を除く。)。
	ハ 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関し
	て、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

- 二 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。(特別な事情がある場合を除く。)
- ホ 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則に よる事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他 の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

確認を行う届出・報告は、その種類ごとに、直近に当該届出・報告 の期限が到来しているものを対象とする。

へ 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価として の運賃(以下「運賃」という。)と運送の役務以外の役務又は特別に 生ずる費用にかかる料金(以下「料金」という。)とを区分して収受 する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

事業規模の拡大となる申請(事業計画変更認可申請によって事業規模が 拡大となる申請をいう)

- ・新たに特別積合せ貨物運送、貨物自動車利用運送を行おうとする場 合
- ・事業用自動車の増車(2-③に掲げるものに限る。)
- ・営業所の新設(増設に限る。)
- ・自動車車庫の新設、位置の変更(収容能力の拡大を伴うものに限る。)
- ・ 運行系統の新設
- 2. 事業用自動車の 数の変更の認可

施行規則第6条第1項第1号に規定する「当該変更後の事業計画が法第9条第2項において準用する法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによる。

①変更後の事業用自動車の数がI-2-(1) に適合しない場合 減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認める。

- ②増車を行う場合であって、イ~ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと認められるとき 1-④の基準に準じた審査を行う。
  - イ 変更を行おうとする者と法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の 許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である場合
  - ロ 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上 である場合
  - ハ 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車 運送適正化事業実施機関(以下「地方実施機関」という。)が行う 巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合
- ③増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3 ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から 起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の 数の30%以上となるとき(当該合計が10両以下であるときを除く 。)1-④の基準による審査を行う。

増車については申請者が中部運輸局管内において、貨物自動車運送事業 法及び道路運送法違反により車両の使用停止(禁止)以上の処分を受け ている場合、増車実施予定日においてその処分期間が終了しているもの であること。

- 3. 事業用自動車の 数の変更の事前 届出
- ①事業計画変更(2に該当するものを除く)のうち、事業用自動車の種別 ごとの数の変更については、届出書及び添付書類により提出され、か つ、その内容が真正なものであること。
- ②届出者は、あらかじめ届出書を提出すること。なお、繁忙期等において は当日に確認の処理をすることが困難な場合があるため、できる限り実 施予定日より前に提出するよう努めること。
- ③増車については届出者が、中部運輸局管内において、貨物自動車運送事業法及び道路運送法違反により車両の使用停止(禁止)以上の処分を受けている場合、増車実施予定日においてその処分期間が終了しているものであること。
- ④事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しないものとする。

- 4. 事業計画変更の 事後届出
- ①事業計画変更のうち、中部運輸局長が指定する区域内における営業所の 位置の変更の届出については、自動車車庫との距離制限上支障ないもの であること。
- 5. 運輸協定等締結 に伴う事業計画 変更
- ①自動車車庫、休憩・睡眠施設及び積卸施設等の共同使用並びに幹線運行 の共同化に伴う事業計画の変更の場合は協定書等の提示をすること。
- 6. 運送約款の認可 (法第10条第1項)
- ①貨物自動車運送事業法施行規則第11条に規定する記載事項が明確に規 定されていること。
- ②運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、か つ、不当に差別的でないものであること。
- ③損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④運賃・料金の収受に関して、施行規則第12条に該当する場合を除き、 運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。
- ⑤宅配便、引越輸送等の独自の約款の設定(変更)をする場合において、 当該サービスの特殊が認められること。
- 7. 事業の譲渡譲受 の認可 (法第30条第1項)
- ①事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限る。それ以外の事業の一部 譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。
- ②事業を譲り受けしようとする者について、I.の許可基準に適合するこ と。
- 相続の認可 (法第30条第2項又 は法第31条第1 項)
- 8. 合併、分割又は | ①合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、 I.の許可基準に適合すること。
- 廃止の届出 (法第32条)
- 9. 事業の休止及び | ①事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限るものとし、事業の一部休 止又は一部廃止についは、事業計画の変更の手続きを行うこと。

特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可等については、1-④へ及び2を除きこの処理方 針を準用するものとする。

#### 附則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請事案及び平成 15年3月31日以前に申請され未処理となった事案について適用する。

なお、平成2年10月5日付け中運局公示第104号「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業許可申請事案の処理方針について」及び平成2年11月2日付け中運局公示第113号「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」は、平成15年3月31日をもって廃止する。

## 附則

この公示は、平成16年9月1日より適用する。

## 附 則

この公示は、平成18年6月1日より適用する。

#### 附則

この公示は、平成19年2月7日より適用する。

# 附 則

- 1. この処理方針は、平成19年9月10日から適用する。
- 2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成 15年3月18日、国自整216号)の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者に ついて、同通達の施行日時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動 車運送事業者については施行日以降2年間、施行日以前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自 動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部 委託を継続することを可能とする。

## 附 則

この処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

# 附 則

この処理方針は、平成25年5月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

#### 附則

この処理方針は、平成25年7月25日から適用する。

# 附則

この処理方針は、平成25年12月1日から適用する。

# 附則

この処理方針は、平成27年6月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

# 附 則

この処理方針は、令和元年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

# 附則

この処理方針は、令和元年11月1日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。